

手當支給方ノ儀伺

一同省ヨリ小笠原島へ官員派

十五

遣ノ儀ニ付上申

上

小笠原島ノ歸艦ノ義付申

小笠原島ノ探偵ノ為外務内務大藏海軍四省ノ  
官員ニ部者不難於其業所屬ノ明治九年迄  
出張員在り。其以十六日口内京支隊ヲ以テ  
行ル也

明治八年十月十七日

内務卿大久保利通

内務卿  
大久保  
利通

大政大臣三條實房殿

八百七十

内務省

史官本局

二百九十五  
は

大臣

参議

届書

八年十二月十九日

第一科

大史

一小笠原島ヨリ帰艦之儀ニ付届

右供 高覧候也

内務省

第百八十九号

7 8 9 320 1 2 3 4 5 6 7 8 9 330 1 2 3 4 5 6 7 8 9 340 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

株式会社 インフォマージョ